

防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響等により豪雨等の大規模な自然災害が全国各地で相次いでおり、本県もいつ激甚な災害に見舞われてもおかしくない状況である。また、今後南海トラフ巨大地震などによる大規模災害も予想される中、これらへの備えが急務となっている。

本県は、本年6月の台風第2号に伴う豪雨により、甚大な被害に見舞われた。災害復旧には多大な時間と労力が必要となることから、事前に対策を備えることが、より一層重要であると実感している。

その中で、本県では、事前の備えとして、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進や、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、災害に強い海上輸送ネットワーク機能の構築等、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた施策を引き続き推進し、防災・減災、国土強靱化対策等をさらに加速させることが必要と考えている。

また、河川等において緊急浚渫推進事業債を活用し、土砂掘削を行っていた地域では被害が軽減した例もあり、今後、出水により土砂が河川に流出した場合でも、自治体の負担が少なく地域の安全が確保できる制度を継続していく必要がある。

さらに、平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう、社会資本を将来にわたり維持していく上で老朽化対策は不可欠であり、補助・交付金等の対象となっていない施設を含め、管理者として計画的な維持管理・更新等を行うことが重要である。

本県においては、本年6月において同表題で内容の類似した意見書を提出したところであるが、県民並びに構成市町村から当該主旨に関する陳情、要望が高まっていることに基づき、再度意見書を提出するとともに、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するために必要な予算を例年以上の規模で確保すること。
- 3 改正国土強靱化基本法、その後7月28日に閣議決定された「国土強靱化基本計画」を着実に実施するためそれに必要な予算を確保すること。「防災・

減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、引き続き国土強靱化を推進するため、必要な予算が安定的に別枠で確保されるよう措置を講じること。

- 4 令和5年度においても、地方自治体ができるだけ早い時期に補正予算案が組めるよう、政府において国土強靱化予算を含む経済対策を早急にとりまとめ、一刻も早く補正予算を成立させること。その際、臨時交付金による地方負担軽減策をあわせて講ずること。
- 5 緊急浚渫推進事業債について令和7年度以降も継続すること。
- 6 防災・減災対策等強化事業推進費について、今後も必要な予算を確保すること。
- 7 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史

(提出者)

建設委員会委員長 玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)